

設 計 書 (金額なし)

1 件 名 令和7年度 広報よこはま市版・区版の広告枠一括売り渡し

2 履 行 場 所 横浜市政策経営局シティプロモーション推進室広報課

3 履行期間 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(2025年5月号から2026年4月号まで)

又は期限 期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 特になし

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分、 場所)

7 業務概要 仕様書のとおり

仕様書

1 履行内容

令和7年度「広報よこはま市版・区版 2025年5月号～2026年4月号」の広告枠の一括買取り・広告掲載

2 広報よこはま概要

(1) 発行頻度・部数 ※各区広告掲載部数は、別紙1を参照。

毎月1日発行・約1,600,000部発行/月(概算)

(2) 体裁

・タブロイド版12～24ページ

・全市版(各区共通8ページ)の中央に各区版

(4・8・12・16ページ)を挟み込み

(3) 配布形態

自治会町内会等を通じて、市内各世帯に直接配布、駅や公共施設等のPRボックスへの配架

3 広告の規格・枠数・掲載面

(1) 広告スペース

・紙面の最下段に1ページあたり241ミリ(左右)×70ミリ(天地)の広告スペースを設ける。なお、当該スペースを2分割し別々の広告を入れることも可とする。

また、緑区版は区版8面(全体で12面)の最下部に広告2枠を縦に重ねて入れる。

・広告の枠線のポイント数を一定に揃えること。

・各広告原稿の左上に、12ミリ(左右)×6ミリ(天地)の「**広告**」という文字を入れること。「**広告**」という文字は、透過させず、字体や色をできるだけ統一し、広告内容と一体化させないよう配慮すること。

(2) 刷り色

4色

(3) 文字サイズ

掲載時の文字サイズは、5.5ポイント以上とし、可読性を確保すること。

(4) 広告枠数 ※詳細は、別紙2を参照。

972枠

【内訳】

・市版36枠〈2枠×18区〉×12か月…432枠

・区版18枠〈2枠×9区〉×12か月…216枠

(鶴見区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、都筑区、瀬谷区)

・区版27枠〈3枠×9区〉×12か月…324枠

(神奈川区、南区、港南区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区)

(5) 広告掲載面

横浜市が指定する面とする。なお、契約期間内に、掲載面に変更が生じた場合は、横浜市が別途指示する内容に従うものとする。

- ・全市版…最終面の裏面、最終面
- ・区版……別紙2のとおり

4 掲載可能な広告主及び広告内容の範囲

- (1) 広告主、広告内容及びデザイン等は、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他広告関連規程を遵守すること。
- (2) 広告掲載場所や掲載可能業種については、別紙2の備考欄に従うこと。
- (3) 販売期間など期日を明示する広告は原則、掲載月11日以降のものとする。
- (4) 広告は、文字の大きさや配色にできるだけ留意し、誰にでも見やすい広告とすること。

5 広告原稿の作成

- (1) 広告原稿については「4 掲載可能な広告主及び広告内容の範囲」に従い、広告取扱事業者の責任と負担において作成すること。
- (2) 広告主、広告原稿の内容及びデザインについては、横浜市や横浜市が発行する広報よこはま等の広報印刷物への信頼性等を損なうことのないよう、「4 掲載可能な広告主及び広告内容の範囲」に合致しているか横浜市が審査を行う。
- (3) 広告取扱事業者は、「4 掲載可能な広告主及び広告内容の範囲」に従い、広告主及び広告原稿を事前確認した上で、横浜市が指定する期日までに横浜市に提示をすること。審査依頼時には広告主、連絡先、住所、掲載希望区が掲載されている資料等を合わせて示すとともに、「4 掲載可能な広告主及び広告内容の範囲」にある規定やガイドラインで定められた表示事項については予め確認を行い、確認済みの状態で審査依頼をすること。
(参考) 過去の実績より、広告主に関する審査件数は月平均15件(年180件)、広告内容に関する審査件数は月平均25件(年300件)。
- (4) 横浜市による審査にて広告主、広告原稿の内容及びデザイン等が「4 掲載可能な広告内容の範囲」に抵触すると認められた場合、広告取扱事業者は横浜市の指示に従い広告主の変更や広告原稿の修正、再作成等を行うこと。
- (5) 横浜市による審査終了後、広告取扱事業者は、完全版下原稿を横浜市が指定する納品日までに作成すること。
- (6) 広告原稿の校正は、広告取扱事業者の責任において行うこと。
- (7) 全市版の広告枠は、各掲載月ですべて同一の広告原稿とすること(区により異なる内容とすることはできない)。
- (8) 問い合わせ先は電話番号だけでなく、対応可能なファクス番号やメールアドレスなどがある場合は記載すること。

6 広告原稿の納品

完全版下原稿を出力したもの及び画像データを横浜市に提示したうえで、掲載月の前月の横浜市が指定する日程で、横浜市の指定する印刷会社に納品する。

ただし、年度末等通常月と異なるスケジュールとなる場合は、横浜市の指示に従う。

なお、指定印刷会社は複数となる場合がある。

7 履行場所

横浜市政策経営局シティプロモーション推進室広報課

8 広告料

(1) 入札にあたっては、横浜市が提示する年間の広告枠をすべて一括で買い取ることを条件とし、全枠の買取金額の総額を広告料として横浜市に提示するものとする。

(2) 広告料は月毎の分割払いも可能とする。その場合の月毎の納入金額は別途横浜市が指定する。

(3) 広告料は横浜市の発行する納入通知書により横浜市の指定する期日までに納入する。

9 その他

広告の掲載ページの指定や掲載する広告の詳細条件について、横浜市から別途指示がある場合は、当該指示に従うこと。

10 添付資料

別紙1「令和7年度 広報よこはま広告掲載部数（概算）」

別紙2「令和7年度 広報よこはま広告掲載ページ一覧」

(別紙1) 令和7年度 広報よこはま広告掲載部数(概算)

広告掲載部数(1年分の概算)

単位:部数

区	広告掲載部数 (1年分の概算)
鶴見	(1,518,000部)
神奈川	(1,308,000部)
西	(624,000部)
中	(954,000部)
南	(1,110,000部)
港南	(1,104,000部)
保土ヶ谷	(1,074,000部)
旭	(1,179,000部)
磯子	(864,000部)
金沢	(1,080,000部)
港北	(1,764,000部)
緑	(852,000部)
青葉	(1,488,000部)
都筑	(912,000部)
戸塚	(1,332,000部)
栄	(597,600部)
泉	(798,000部)
瀬谷	(644,200部)
合計	(19,202,800部)

	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	変更ページ月 ※全ページ数
鶴見区	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	2面 3版	【12P】6月 【20P】4月
神奈川区	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	2面 3版 6版	
西区	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	3面 5版	【20P】4月
中区	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	【24P】4月
南区	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	【20P】4月
港南区	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	【20P】4月
保土ヶ谷区	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	【20P】5月
旭区	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	【20P】3月
磯子区	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	6面 7版	10面 11版	6面 7版	【20P】3月
金沢区	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	5面 7版	9面 11版	5面 7版	【20P】3月
港北区	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	3面 7版 8版	【20P】4月
緑区	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	
青葉区	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	【20P】3月
都筑区	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	
戸塚区	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	【20P】3月
栄区	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	
泉区	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	6面 7版 8版	
瀬谷区	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	7面 8版	【20P】9/3月

備考

鶴見区	
神奈川区	
西区	設定ページは予定のため、変更になる可能性もあります。
中区	
南区	「広告」と「記事」の区別がはっきりわかるデザインにしてください。
港南区	
保土ヶ谷区	
旭区	・お墓や葬儀場、老人ホームの広告ばかりにならないよう、ご配慮ください。※特に、1月号(新春企画)への葬儀関係広告の掲載は避けてください。 ・「広告」と「記事」をはっきり区別できるようなデザインにしてください。
磯子区	
金沢区	
港北区	
緑区	
青葉区	
都筑区	
戸塚区	
栄区	
泉区	お墓や葬儀場の広告ばかりにならないよう、ご配慮ください。
瀬谷区	墓石販売業者と葬儀業者が同じ面に載らないように配慮してください。